

公 募
公募型樹木等採取試行募集要領
～河川法第25条を適用した公募型伐採の試行～

平成28年9月13日

北陸地方整備局 信濃川河川事務所

1. 目的

信濃川の河川内には樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなることや、流された樹木により堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上問題があります。さらに河川内の樹林化により、河川巡視に支障をきたしたりゴミ等が投棄されるなど、河川の維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省信濃川河川事務所（以下「事務所」という）では、これらの対策として計画的に河川内の樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら、樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木の伐採を希望する方（企業・団体・個人）を募り、河川法第25条の規定に基づく採取許可により、河道内樹木を伐採する取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

当事務所管内の別添図に示す範囲の樹木伐採を希望される方は、この「公募型樹木等採取試行募集要領」に記載された内容に沿って応募書類を作成し、後述の応募方法により応募書類を提出して下さい。

当事務所で応募書類の内容を確認し、応募参加資格及び伐採に関する計画等の審査を行い、伐採者を決定いたします。

選定結果は応募者へ通知いたします。

また、伐採決定者は、河川法第25条の許可を受けて、伐採作業が可能となります。申請手続きの方法につきましては、決定後に説明いたします。

(2) 募集期間

平成 28 年 9 月 27 日 (火) ～平成 28 年 10 月 18 日 (火)

※応募書類の提出は郵送、FAX、電子メールで平成 28 年 10 月 18 日 (火) 必着

(3) 樹木伐採の場所

信濃川 左岸高水敷 (長岡市西野及び長岡市浦地先) 24 区画

番号	面積 (m ²)	番号	面積 (m ²)	番号	面積 (m ²)
①-1	3,300	⑦-1	1,700	⑬-1	2,100
①-2	3,300	⑦-2	1,700	⑬-2	2,100
①-3	3,300	⑧	2,600	⑬-3	2,200
①-4	3,300	⑨	3,000	⑬-4	2,200
③	3,200	⑩	2,800		
④-1	3,300	⑪-1	2,300		
④-2	3,300	⑪-2	2,400		
⑤-1	3,300	⑫-1	2,400		
⑤-2	3,300	⑫-2	2,400		
⑥	2,600	⑫-3	2,400		

※おおよその面積です。

なお、詳細な場所、範囲については別添参考資料を参照してください。

(4) 樹木の採取期間

許可の日から平成 28 年 12 月 31 日 (土) まで

※伐採、搬出時間は 8 時 30 分から 17 時 00 分まで

※伐採期間中に降雪があった場合、信濃川河川事務所では除雪は行いません。

※採取期間は申請に基づき変更可能です。

(5) 樹木の種類

主に広葉樹 (ヤナギ・クルミ・ニセアカシア等)

(6) 樹木採取料 (占用料)

河川法第 25 条の許可を受けた者が、河川法第 32 条の規定により、新潟県が河川産出物採取料を徴収 (新潟県河川流水占用料等徴収条例) することがあります。

しかし、今回の河川産出物採取料については、控除されます。

(7) 応募参加資格

以下のいずれかに該当する者は、参加資格に適合しないと判断し選定されません。

- ①過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ②公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、北陸地方整備局長から指名停止等を受けている者。
- ③公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
- ④直近1年間の税を滞納している者。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。

(8) 応募方法

応募については、1企業（個人の場合は1世帯）につき1回とし、別紙の応募様式に以下の内容を記入し、募集期間内に担当者宛て郵送、FAX又は電子メールにて提出して下さい。

1. 応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先
2. 伐採木の用途
3. 伐採希望の区画（複数箇所可）

※必ず事前に現地を確認してください。

4. 参加資格の合致状況
5. 採取に関する計画

◎提出先

- ・北陸地方整備局 信濃川河川事務所 管理課・占用調整課
- ・住所 〒940-0098 新潟県長岡市信濃1-5-30
- ・TEL 0258-32-3259（管理課）
0258-32-3268（占用調整課）
- ・FAX 0258-34-9040（管理課・占用調整課共通）

・メールアドレス shinano@hrr.mlit.go.jp

※電子メールでの問い合わせ・申込みの際は、件名を「樹木伐採・採取に関する問い合わせ・申込み」として送信して下さい。

・問い合わせ・申込み先 信濃川河川事務所 管理課・占用調整課

応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先は今回の公募の連絡のみに使用します。

(9) 選定の方法

- ・伐採者の決定は、応募書類に基づいて当事務所で審査を行い、伐採者として問題ないと判断された方を決定します。なお、審査の結果、一つの区間に伐採者が複数となった場合は抽選とします。
- ・決定にあたっては履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。
- ・伐採者として決定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について当事務所と事前に協議した上で、河川法第 25 条に係る許可申請書を提出する必要があります。

(10) 選定結果の通知

選定結果については、伐採者決定後速やかに応募者に通知いたします。

(11) 選定後に必要な許可手続き

河川法第 25 条の許可に係る申請書の提出にあたっては、添付書類として、河川法施行規則第 13 条第 2 項各号に掲げる図書の提出が必要になります。また、同項第七の「その他参考となるべき事項を記載した図書」として、応募者に通知した選定決定の通知を提出する必要があります。

伐採応募者が複数いた区間で、伐採決定者が辞退した場合は他の伐採応募者を対象に再抽選します。

(12) 採取にあたっての許可条件

河川区域内の樹木の採取については、河川法、同法施行令その他関係法令の規定及び次の各条項を遵守しなければなりません。

- ①許可を受けた者は、信濃川河川事務所長（以下「所長」という）の指示に従って許可期間中、採取の場所又は付近の見やすい場所に標識を設置し、下記の内容を記載してください。
- ・伐採するものの種類及び数量（行為の内容）
 - ・伐採方法
 - ・許可受者名及び所轄事務所・出張所の名称
- ②許可を受けた者は、伐採が原因で河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従って下さい。また、伐採が原因で第三者に損傷を与えた場合は、許可を受けた者が解決にあたって下さい。
- ③許可を受けた者は、次に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内にその旨を所長に書面で届け出て下さい。
- ・住所又は氏名を変更するとき
 - ・伐採者の都合により伐採できない木が生じたなど、伐採の目的を達することができなかったとき
- ④許可を受けた者は、伐採の着手と完了の際は、その旨を所長に書面で届け出て検査を受けて下さい。また、簡単なアンケートへの協力をお願いします。「信濃川の河道内樹木伐採 公募に関するアンケート」に必要事項を記載し、伐採後に完了届と併せて提出してください。
- ⑤許可を受けた者は、採取に伴う危険を防止するために必要な措置を講じて下さい。
- ⑥許可を受けた者は、運搬路を通行上支障のない状態に保って下さい。
- ⑦許可を受けた者は、出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じて下さい。
- ⑧作業時間は、8:30～17:00 までとします。
- ⑨許可を受けた者は、伐採について、所長から河川管理上の指示があった場合は、これに従って下さい。
- ⑩許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときは、改めて所長の許可を受けて下さい。
- ⑪許可の取り消しがあったとき又は採取の目的を達することができなかったときは、所長の指示するところにより、河川管理上必要な措置を命ずることがあります。当該措置完了の際は、所長の検査を受けることとします。
- ⑫原則として区画内の樹木すべてを伐採していただきますが、環境条件などを考

慮し、やむを得ず残していただく木がある場合があります。その際は当事務所からご連絡いたします。

⑬新潟県知事が定める「新潟県河川流水占用料等徴収条例」（平成 11 年 12 月 27 日）第 6 条は試行のため免除となります。

⑭枝葉についても現場より回収して搬出することを原則としますが、伐採者が枝葉の持ち帰りを希望しない場合は、伐採区画の通路脇 1 箇所を集積して下さい。

(13) 問い合わせ先

(8) 応募方法の提出先と同じ。

【参考】

・河川法第二十五条

(土石等の採取の許可)

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

・河川法第二十七条第一項

(土地の掘削等の許可)

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

・河川法施行規則第十三条

(河川の産出物の採取の許可の申請)

第十三条 土石その他の河川の産出物の採取に関する法第二十五条 又は第二十七条第一項 の許可(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係るものを除く。)の申請は、別記様式第八の(甲)及び(乙の 3)による申請書の正本一部及び別表第二に掲げ

る部数の写しを提出して行なうものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書

二 河川の産出物の採取に係る土地の縮尺五万分の一の位置図

三 河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図

四 土石の採取にあつては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの

五 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

六 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

七 その他参考となるべき事項を記載した図書